給与所得者等再生による再生計画認可

平成２８年（再ロ）第４号

青森市中佃２丁目18番16号
再生債務者　石村　恵美
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成28年11月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年11月30日
青森地方裁判所民事部再生係

平成２８年（再ロ）第２号

兵庫県美方郡香美町香住区上計1183番地
再生債務者　寺川　学
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成28年11月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年11月29日
神戸地方裁判所豊岡支部再生係

平成２８年（再ロ）第３号

北海道旭川市新富３条１丁目10番１号
再生債務者　村田　憲弘
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成28年11月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年11月30日　旭川地方裁判所民事部

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。
平成28年12月８日　福岡県教育委員会
１．免許状の種類、免許状の番号、授与権者、授与年月日、本籍地、氏名、失効年月日
(1)　中学校教諭一種免許状、平05中一種第0501号、福岡県教育委員会、平成６年３月31日、福岡県、吉永　知加、平成28年11月24日
(2)　高等学校教諭一種免許状、平05高一種第0553号、福岡県教育委員会、平成６年３月31日、福岡県、吉永　知加、平成28年11月24日
２．失効の事由　教育職員免許法第10条第１項第２号該当

会社その他の公告

合併公告

平成二十八年十月十四日開催の乙、同年十月二十六日開催の戊、同年十一月十六日開催の丙、同年十一月十七日開催の甲、同年十一月二十九日開催の丁のそれぞれの臨時総会において、左記組合は平成二十九年四月一日に合併し、甲は乙、丙、丁、戊の権利義務一切を継承して存続し乙、丙、丁、戊は解散することを決議しました。
この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、各組合の最終事業年度に係る貸借対照表は、甲及び乙、丙、丁、戊それぞれの主たる事務所に備え置いております。
平成二十八年十二月八日
秋田県能代市若松町六番111号
(甲)　能代たばこ販売協同組合
代表理事　保坂　廣樹
秋田県男鹿市船川港船川字新浜町五〇番地
(乙)　男鹿たばこ販売協同組合
代表理事　谷口　咲子
秋田県湯沢市柳町二丁目二番三四号
(丙)　湯沢たばこ販売協同組合
代表理事　中野晃太郎
秋田県大仙市大曲中通町六番一九―七号
(丁)　大曲たばこ販売協同組合
代表理事　有明秀太郎
秋田県鹿角市花輪字下花輪一一番地二
(戊)　鹿角たばこ販売協同組合
代表理事　畠山　彦義

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年十一月十七日
掲載頁　六十頁（号外第二五三号）
(乙)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年十一月十七日
掲載頁　六十一頁（号外第二五三号）
平成二十八年十二月八日
東京都墨田区太平一丁目一一番四号
(甲)　株式会社経営教育総合研究所
代表取締役　山口　正浩
東京都墨田区太平一丁目一一番四号
(乙)　株式会社ＴＢＣ
代表取締役　山口　正浩

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年十一月二十一日
掲載頁　五十五頁（号外第二五五号）
(乙)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年十一月二十一日
掲載頁　五十六頁（号外第二五五号）
平成二十八年十二月八日
徳島市南出来島町一丁目三一番地一
(甲)　南海ゴルフ株式会社
代表取締役　木内　将仁
徳島市南出来島町一丁目三一番地一
(乙)　株式会社南海ゴルフサービス
代表取締役　長尾　晴良

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
組織変更後の商号は株式会社丸哲とします。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十八年十二月八日
東京都台東区三筋一丁目一五番五号
合資会社丸哲
代表社員　小池　哲夫

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
組織変更後の商号は株式会社黄金井とします。
効力発生日は平成二十九年二月一日であり、当社の総社員の同意の取得は平成二十八年十一月二十日に終了しております。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十八年十二月八日
神奈川県厚木市七沢七六九番地
黄金井合名会社
代表社員　黄金井一太

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億円減少し一億円とすることにいたしました。
効力発生日は平成二十九年一月十二日であり、株主総会の決議は、平成二十八年十一月二十三日に終了しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年六月三十日
掲載頁　二〇〇頁（号外第一四六号）
平成二十八年十二月八日
福島県伊達市梁川町やながわ工業団地一番地の三
福島太陽誘電株式会社
代表取締役　新井　雄治

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百五十万円減少し五百万円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、計算書類の公告義務はありません。
平成二十八年十二月八日
東京都品川区上大崎二丁目一八番一号
有限会社ソーワ
取締役　平野　尚久

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、当社は計算書類の公告義務はありません。
平成二十八年十二月八日
横浜市旭区川井宿町五九番地四
有限会社三高工業所
代表取締役　熊谷　克明